

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4753279号
(P4753279)

(45) 発行日 平成23年8月24日(2011.8.24)

(24) 登録日 平成23年6月3日(2011.6.3)

(51) Int.Cl. F1
A01K 87/06 (2006.01) A01K 87/06 A

請求項の数 2 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2004-339076 (P2004-339076)	(73) 特許権者	000002439
(22) 出願日	平成16年11月24日(2004.11.24)		株式会社シマノ
(65) 公開番号	特開2006-141341 (P2006-141341A)		大阪府堺市堺区老松町3丁7番地
(43) 公開日	平成18年6月8日(2006.6.8)	(74) 代理人	100093687
審査請求日	平成19年10月25日(2007.10.25)		弁理士 富崎 元成
		(72) 発明者	松本 聖比古
			大阪府堺市三原台1-11-1 以寿美荘
		(72) 発明者	谷口 一真
			大阪府泉大津市東助松町2丁目10-32
		(72) 発明者	塩谷 幸信
			大阪府堺市深井清水町2090-4 シマノアミニティー1 319号
		(72) 発明者	谷川 尚太郎
			大阪府堺市三原台1-11-1-106

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 板状リールシート及びその板状リールシートを装備した釣り竿

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

竿外周面の所定箇所に装着される装着部を有し、その装着部に取付固定用の糸を巻回して前記竿外周面に固定される板状リールシートであって、

前記装着部を、リール脚を挿入保持するフードを取り付けているベースフレームにおける竿先端部、竿尻端部、及び、それらの間に位置する中間部とに設け、前記竿先端部、前記竿尻端部、及び、前記中間部における、夫々の左右端縁に、その端縁の部分を切り離すように、左右端縁から互いに相手側の端縁に向けて入り込む複数の切り込み溝を形成してある板状リールシート。

【請求項2】

前記板状リールシートを装備している請求項1記載の釣り竿。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、竿外周面の所定箇所に載置される脚部を有し、その脚部に取付固定用の糸を巻回されて前記竿外周面に固定される板状リールシート及びその板状リールシートを装備した釣り竿に関する。

【背景技術】

【0002】

この種の板状リールシートにおいては、仕掛けを投入するなど、竿を振り出す際に竿に

取り付けられた脚部とその脚部を載置支持している竿の外周面との取付部位から異音が発生することがあり、釣り人に不快感を与えていた。

従来、僅かに、板状リールシートを元竿に対して強固に固定すべく、引き揃え強化繊維に熱硬化性樹脂を含浸させたテープで巻き占める構成を採っているものや（特許文献1）や、リール脚をガタツキなく取り付けするために、可動フード内に弾性材を装着するものがあった（特許文献2）。

【0003】

【特許文献1】特開昭63-167729号公報（公報第2頁右上欄の及び、図2）

【特許文献2】特開平5-3740号公報（段落番号〔0015〕〔0016〕、図1）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、上記した特許文献に開示された発明は、いずれも、板状リールシートが発する異音を抑制するものではなく、他の目的のためのものであり、この異音の発生を阻止する技術は存在しなかった。

【0005】

本発明の目的は、効果的に板状リールシートからの異音の発生を抑制できる板状リールシート、及びその板状リールシートを取り付けた釣り竿を提供する点にある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

〔構成〕

請求項1に係る発明の特徴構成は、前記装着部を、リール脚を挿入保持するフードを取り付けているベースフレームにおける竿先端部、竿尻端部、及び、それらの間に位置する中間部とに設け、前記竿先端部、前記竿尻端部、及び、前記中間部における、夫々の左右端縁に、その端縁の部分を切り離すように、左右端縁から互いに相手側の端縁に向けて入り込む複数の切り込み溝を形成してある点にあり、その作用効果は次の通りである。

【0007】

〔作用効果〕

異音の発生場所が装着部の釣竿への取付面と釣竿の装着箇所との僅かなスベリ現象に関係していることを突き止めた。そして、このスベリ現象が発生する原因が装着部の変形度合いが小さく、装着部の取付面が竿の外周面に密着し難い点にあることもわかった。これに対して、装着部の周縁部に内側に切り込む切り込み溝を設けた。

このことによって、装着部の周縁部に切り込み溝を形成しない場合に比べて、装着部が変形しやすくなっており、装着部取付面の竿外周面への密着度合いを良好にできるようになった。

ことによって、装着部取付面と竿外周面とのスベリ現象を抑制し、投げ操作を行う際の異音の発生を抑えるとともに、板状リールシートの装着状態が安定し、板状リールシートのガタツキを抑制し、投げ操作時の釣り人が感じる違和感を抑えることができる。

【0008】

請求項2に係る発明の特徴構成は、請求項1～3のうちいずれか一つに係る発明において、釣り竿に前記板状リールシートを装備している点にあり、その作用効果は次の通りである。

【0009】

〔作用効果〕

板状リールシートの竿外周面への装着状態を安定したものにできるので、釣り竿の振り操作した場合にも、前記した異音の発生を抑制できるとともに、釣り竿を振り操作する際にも不安定な取り付け状態を呈する板状リールシートが与える振り操作への影響を抑えることができ、振り操作時の釣り人が感ずる違和感を排除できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

10

20

30

40

50

本願発明の適用について、キス釣り等に使用される投げ竿に基づいて説明する。図1及び図2示すように、穂先竿1、二番竿2、元竿3を並継式に連結して釣り竿Aを構成するとともに、穂先竿1、二番竿2に夫々釣糸ガイド4を装着するとともに、元竿3にリール6を取り付けるリールシート5を取り付けてある。

【0011】

元竿3の所定位置に取付固定用の糸7で固定される装着具の一例としての板状リールシート5について説明する。図2～図4に示すように、板状リールシート5は、全体が金属で構成されており、竿先側にリール6のリール脚6aを挿入保持する固定フード5Aと竿尻側にリール脚6aを挿入保持解除自在な可動フード5Bとを備え、両フード5A、5Bとを取り付けている細長板状のベースフレーム5Cとで構成してある。そのベースフレーム5Cにおける両フード5A、5Bから突出する竿先端部5a、竿尻端部5b、及び、両フード5A、5Bとの間に位置する中間部5cを、糸7を巻き付けて固定する板状の装着部として形成する。糸7を巻き付けた後、樹脂製の接着剤等を塗布して固定状態を確定する。

10

【0012】

図4に示すように、板状リールシート5の竿先端部5a、および、竿尻端部5b、中間部5cに形成する切り込み溝5dの方向は、左右端縁から互いに相手側の端縁に向けて入り込む状態に形成してもよい。切り込み溝5dによって切り離された端縁の部分が変形し易くなり、竿外周面への密着性を高めることになる。

20

【0013】

切り込み溝としては、次のような構成にもできる。図2及び図3に示すように、竿先端部5a、および、竿尻端部5bにおける先端部分、更に、中間部5cには、前後方向に入り込む切り込み溝5dが形成されている。この切り込み溝5dが形成されることによって、竿先端部5a、および、竿尻端部5b更に、中間部5cは前記切り込み溝5dの幅を拡縮する状態に変形することが可能になり、元竿3の円形外周面に沿い易く、密着状態を高めることになる。

【0014】

このような構成によって、竿先端部5aと竿尻端部5bと中間部5cの取付面と竿外周面とのスベリ現象を抑制し、投げ操作を行う際の異音の発生を抑えるとともに、リールシート5の装着状態が安定し、リールシート5のガタツキを抑制し、投げ操作時の釣り人が感じる違和感を抑えることができる。

30

【0015】

穂先竿1、二番竿2の所定位置に取付固定用の糸7で固定される装着具の一例としての釣糸ガイド4について説明する。図5に示すように、釣糸ガイド4は、竿から離れる先端部に釣り糸挿通用の孔4Aを備えるとともに、その先端部から前後に二本の脚部4B、4Bを延出している。その延出された二本の脚部4B、4Bを、糸7を巻き付けて固定する板状の装着部として形成する。糸7を巻き付けた後、樹脂製の接着剤等を塗布して固定状態を確定する。

【0016】

図5に示すように、二本の脚部4B、4Bにおける竿外周面に対する取付部には、前後方向に入り込む切り込み溝4aが形成されている。この切り込み溝4aが形成されることによって、脚部4B、4Bは前記切り込み溝4aの幅を拡縮する状態に変形することが可能になり、元竿3の円形外周面に沿い易く、密着状態を高めることになる。

40

【0017】

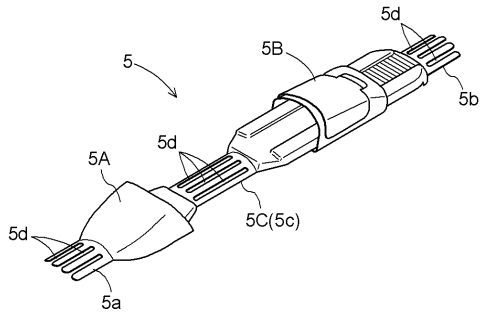
このような構成によって、脚部4B、4Bの取付面と竿外周面とのスベリ現象を抑制し、投げ操作を行う際の異音の発生を抑えるとともに、釣糸ガイド4の装着状態が安定し、釣糸ガイド4のガタツキを抑制し、投げ操作時の釣り人が感じる違和感を抑えることができる。

【0018】

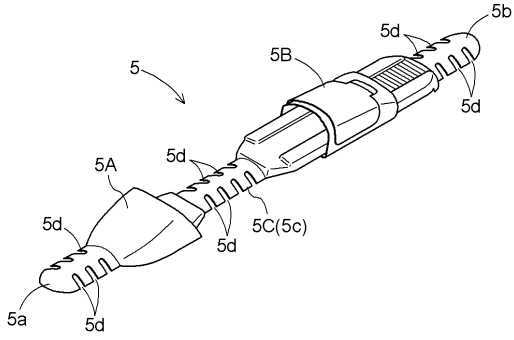
〔別実施の形態〕

50

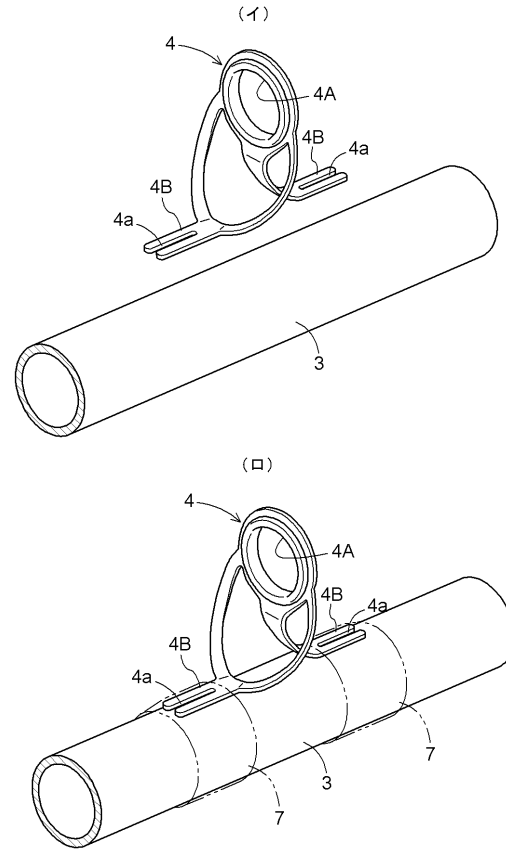
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



フロントページの続き

(72)発明者 恐田 欣幸

大阪府堺市深井清水町2090-4 シマノアミニティ 501号

審査官 小島 寛史

(56)参考文献 実開昭52-36178(JP,U)

実開昭55-180378(JP,U)

実開平3-67553(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A01K 87/00 - 87/06